

## 障害者雇用

# 特定短時間労働を規定

## 労政審 改正法案要綱示す

厚生労働省は9日、障害者雇用促進法に基づき雇用率制度に関連し、企業などが短時間労働者を雇った場合も算定できる規定を盛り込んだ改正法案の要綱を労働政策審議会障害者雇用分科会（座長 山川隆一・東京大大学院教授）に示した。労政審はこれを妥当だとして答申した。改正法案は今秋の臨時国会に提出される予定だ。新たに「特定短時間労働者」の規定を設ける。省令で週の労働時間が10〜20時間未満の障害者を1人雇用した場合の実績を0・5人として算定できるようにする。体調が安定しにくい精神障害者のほか、重度身体障害者、重度知的障害者に限って算定を認める。従来は「週の半分に

満たない職業生活は自多様な就労ニーズを反映させる。就労系の障害福祉サービスを利用する人が、空いた時間で雇用されて働く「雇用と福祉の併用」に弾みがつくことになる。

（福田敏克）